

和歌山県男女共同参画センター 概 要

平成 22 年度

和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”

目 次

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要	1
-------------------------	---

平成22年度事業計画概要

1 主要事業	5
2 講座・イベント等開催事業	7
3 情報収集提供事業	9
4 相談事業	10

平成21年度事業概要

1 イベント開催事業	11
2 講座開催事業	12
3 各種事業	15
4 情報収集提供事業	21
5 相談事業	24
6 出版物	27
7 利用状況	28

参考資料

和歌山県男女共同参画推進条例	29
和歌山県男女共同参画基本計画のあらまし	34

1 基本方針

和歌山県男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現のための様々な活動と交流の拠点として、男女が共に喜びも責任もわかち合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援します。

2 男女共同参画センターの果たす機能

男女共同参画センターには次の5つの機能があり、それぞれに対応した事業を展開しています。

「出会いと交流」

新たな出会いを通じて交流を広げることができるような場としての機能

「学習と啓発」

女性問題をはじめとする各種講座を開催し、男女共同参画社会づくりのための学習と啓発を推進

「情報の収集と発信」

男女共同参画に関する専門図書等をはじめ、男女共同参画社会づくりに資する様々な資料や情報の収集と提供

「相談と支援」

男女共同参画に関する総合相談、女性のための専門相談（法律相談、カウンセリング）の実施

「新しい文化の創造と支援」

男女共同参画社会に向かう新しい価値観（文化）の創造と表現活動の支援

3 沿革

- 平成4年度 ・「健康ふれ愛和歌山計画」策定
女性センターを総合健康福祉棟（仮称）内に整備する。
- ・女性問題懇話会に女性センター検討部会を設置
- 平成5年度 ・総合健康福祉棟（仮称）基本設計
- 平成7年度 ・総合健康福祉棟（仮称）実施設計
- 平成8年度 ・建設工事着工
- 平成9年度 ・女性センター事業企画委員会を設置
・女性センターの愛称募集開始
- 平成10年度 ・女性センターの愛称を「りいぶる」に決定
・女性に関する相談機関ネットワーク会議を設置（11月）
・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（公募により名称決定）竣工
・9階に女性センターを開設（12月）
・女性就業援助センターを女性センターに組織統合
- 平成13年度 ・女性センターの名称を男女共生社会推進センターに変更（4月）
・女性就業援助促進事業を終了（3月）

- 平成21年度 ・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階に男女共生社会推進センター、県青少年活動センター、県NPOサポートセンターの3施設を集約し、会議室等の共用化を開始。併せて開館日、開館時間等を変更。(10月)
- 平成22年度 ・男女共生社会推進センターの名称を男女共同参画センターに変更(4月)
- ・センター運営事業の一部業務委託開始(4月)

4 建設概要

建物名称 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(複合施設)

所在地 和歌山市手平2丁目1番2号

敷地面積 31,657.02m²

延床面積 20,823.64m²

建物構造 高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階、地上12階、塔屋2階

低層棟 鉄骨造、地上2階

5 男女共同参画センター施設概要

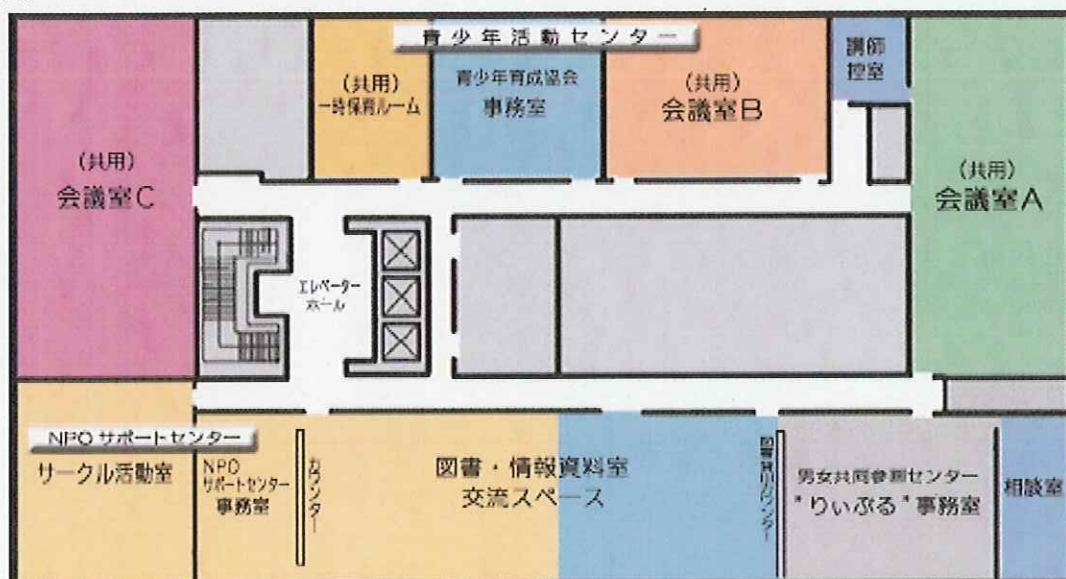
施設位置 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階

面積 558.24m² (会議室A・Cを含む)

※3施設共用

事務室・所長室・相談室 図書情報資料室 交流スペース・倉庫	講師 控室	会議室A ※共用	会議室B ※共用	会議室C ※共用	一時保育 ルーム ※共用
229.22m ²	21.72m ²	152.69m ²	91.32m ²	154.61m ²	45.77m ²

(平面図)



6 組織

所 長 ——— 企画課長 ——— 課員 3名



一部業務委託業者
(特定非営利活動法人 和歌山 e かんぱにい)

7 利用について

(1) 開館時間

午前9時から午後9時まで(日曜日は午後5時30分まで)

(2) 休館日

毎週月曜日、国民の休日(祝日)、年末年始(12月29日～1月3日)

8 交通案内

和歌山駅から

- ・徒歩 約20分
- ・バス利用

1番…新手平經由海南日限下またはマリーナシティ、医大病院行き
所要時間 約5分(5番目の停留所「手平出島」バス下車)

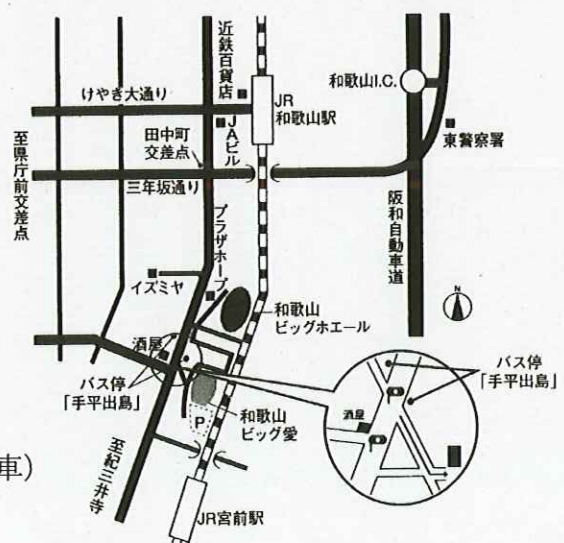
宮前駅から

- ・徒歩 約7分

和歌山市駅から

- ・バス利用

5番…JR和歌山駅經由海南日限下またはマリーナシティ、医大病院行き
所要時間 約20分(「手平出島」バス下車)



平成 22 年度 主要事業

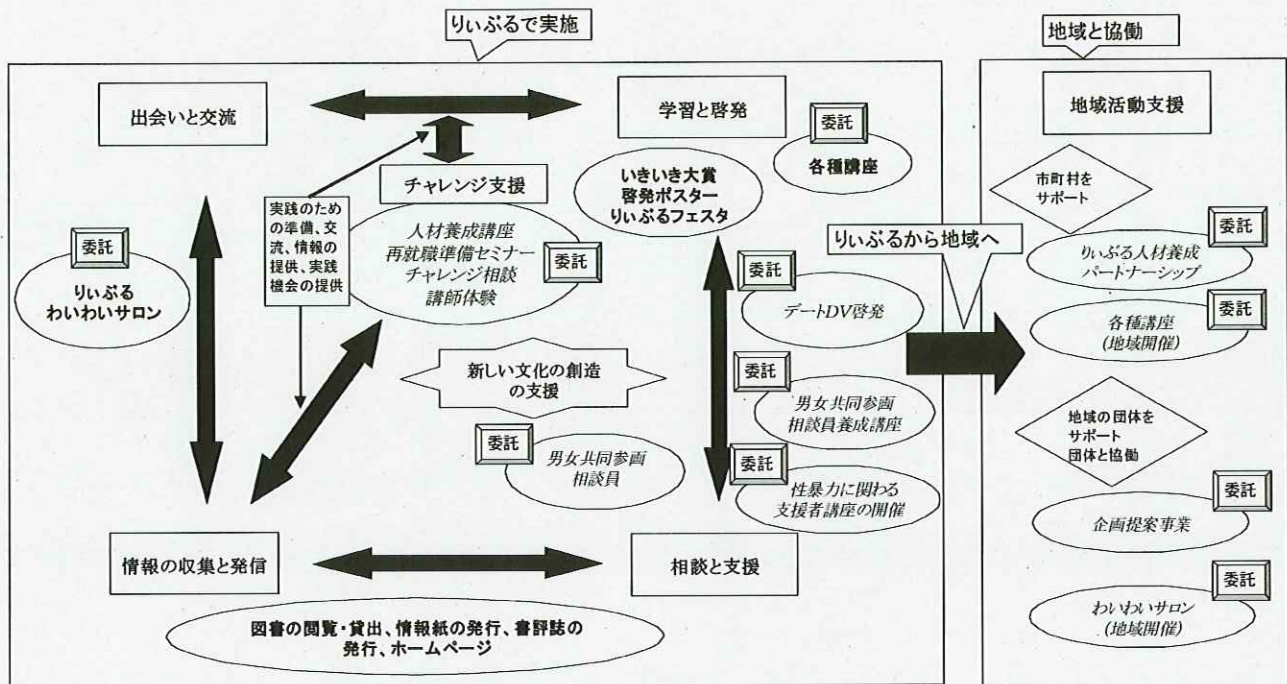
1 主要事業

(単位：千円)

事業名	事業区分	主な事業内容	本年度予算額
男女共同参画センター運営	直営	<ul style="list-style-type: none"> ・りいぶるフェスタの開催 ・男女共同参画いきいき大賞の表彰 ・男女共同参画啓発ポスター募集 ・りいぶる企画提案事業の実施 ・講師派遣 ・センターニュースの発行 ・図書・ビデオ等の収集 ・書評誌の発行 ・メールマガジンの配信 	全体事業額 55,696 (内直営事業分) 13,326 (内委託事業分) 42,370
	委託	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する講座の開催 ・りいぶるわいわいサロン（語り合い広場、りいぶるシアターを含む）の開催 ・図書・ビデオ等の貸出 ・自主企画事業の推進 ・人材養成に関する講座の開催 ・チャレンジ支援・相談の実施 ・人材養成パートナーシップ事業の実施 ・出張（男女共同参画に関する）講座の開催 ・男女共同参画相談員による常時の相談 ・法律相談 ・カウンセリング ・「男女共同参画相談員養成講座」の開催 ・「性暴力被害者支援講座」の開催 ・「DV被害者支援ボランティア養成講座」開催 ・「デートDV啓発事業」の実施 	

・センターの果たす機能と役割

新しい価値観の創造…男女共同参画で新しいふるさと和歌山を



2 講座・イベント等開催事業

○直営事業

名 称	内 容	開催日	講師等
りいぶるフェスタ 2010	男女共同参画推進に向けた意識啓発のため、公開講座を中心としたイベントを開催。併せて男女共同参画いきいき大賞の表彰を行う。 ●男女共同参画いきいき大賞 表彰式 ●公開講座 ●男女共同参画啓発ポスター入選作品展示 など	11/13	未定
りいぶる企画提案 事業	女性問題の解決や男女共同参画に向けての県民の取り組みが一層進むよう、地域住民自らが企画・運営する事業を募集する。 《募集期間：平成22年6月1日～7月31日》	9月～翌2月 (予定)	
男女共同参画 いきいき大賞	男女共同参画を積極的に推進している個人、団体を広く募集し、「男女共同参画いきいき大賞」として表彰する。 《募集期間：平成22年6月1日～7月31日》	りいぶるフェスタにて表彰 予定	
男女共同参画啓発 ポスター作品募集	男女共同参画をテーマとして幅広い層からポスターを募集し、男女共同参画について考える機会を提供する。 《募集期間：平成22年7月～9月》		

○委託事業

名 称	内 容	開催日	講師等
各種講座	①男女共同参画社会 ②男女の経済的自立 ③メディア・リテラシー ④リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ⑤DV ⑥男女共同参画の視点で考える防災 ⑦ダイバーシティと男女共同参画 ⑧子育てと男女共同参画 ⑨ワーク・ライフ・バランス 上記の項目の中から、“りいぶる”で9回、県内各地域で8回開催。	7月以降	未定
チャレンジ支援	①交流分析講座 ②コミュニケーション・トレーニング ③夢にチャレンジ講座 ④再就職準備講座 ⑤講座修了生との交流会	7月～10月	未定
人材養成パートナー シップ	・地域サポート 基本計画を策定した（策定予定の）市町村と協働し地域の担い手となる人材を養成する講座を開催。 （3市町村） ・市町村フォロー 基本計画を策定した（策定予定の）市町村と協働し地域の気運を醸成するセミナー等を開催。 （2市町村）	秋以降	未定

名 称	内 容	開催日	講師等
相談員養成講座	市町村における男女共同参画基本計画策定をはじめ、女性問題に関する相談で実践的知識を有する人材を育てるために、1地域において15講座を開催。	秋以降	未定
性暴力被害者支援講座	性暴力被害者に関わる支援者等への講座を、和歌山市と2地域において開催。	7月以降	未定
DV被害者支援ボランティア養成講座	地域でDV被害者に寄り添う支援者養成のために、1地域において、1年目は基礎講座、2年目はステップアップ講座を開催。	未定	未定
デートDV啓発事業	大学生等にアンケートを実施、成果による講演とパネルディスカッション等を開催。	11月頃	未定
わいわいサロン	男女共同参画にかかるさまざまな事柄を語り合うわいわいサロン、映画を上映と交流会のシアター等、不定期に開催。	未定	未定
あなたも講師体験	今まで身につけてきた知識や技能、技術などを、他人に教え伝えたい個人やグループに、講師体験の場として、「りいぶる」を提供（募集・選考による）。	未定	未定

3 情報収集提供事業

図書・情報資料室において男女共同参画社会づくりに関する図書・資料を中心に収集するとともに、情報誌の発行、インターネットによる情報提供を通じて社会参画や活動支援、男女共同参画の推進を行う。

また、NPOサポート及び青少年育成関連図書の一括管理を行う。

(1) 利 用

- ・ 開館時間 火～日 午前9時から午後9時まで（日曜は午後5時30分まで）
- ・ 休 館 日 毎週月曜日、国民の祝日（休日）、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 関 覧

- ・ 男女共同参画に関する図書の配架
- ・ ビデオブースでのビデオ鑑賞
- ・ 雑誌・行政資料の室内閲覧
- ・ 館内設置のパソコンでのインターネットによる情報閲覧

(3) 図書貸出

① 利用者登録

- ・ 県内に在住・通勤・通学の方（概ね16歳以上）
- ・ 「貸出利用カード発行申込書」に所要事項を記入のうえ、氏名、住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険、学生証等）を提示。
- ・ 「貸出利用カード」の発行（有効期限2年）

② 個人貸出

- ・ 書籍については、1人3冊以内、ビデオ・DVDについては1人1点まで。
- ・ 期間は2週間まで。

(4) 情報誌の発行

- ・ センターニュース「りいぶる」の発行（年4回）

(5) インターネットによる情報発信

- ・ ホームページによる情報発信
- ・ メールマガジン配信による情報発信（毎月）

4 相談事業

様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援する。

(1) 総合相談（電話または面接）

家庭や職場のこと、生き方への不安など男女共同参画を阻害する様々な悩みに女性の相談員が相談に応じる。

毎週火曜日～日曜日

- ・ 電話相談 午前9時から午後8時30分（日曜日は午後5時まで）
- ・ 面接相談 午前9時から午後5時30分（日曜日は午後4時まで。女性のみ、予約制）

(2) 法律相談（面接）

夫婦、財産相続、金銭問題等女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が相談に応じる。（女性のみ、予約制）

- ・ 月3回（実施日については要問い合わせ） 午後1時から4時10分

(3) カウンセリング（電話または面接）

家庭問題、職場の問題、生き方の問題、セクシュアルハラスメント等女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが相談に応じる。（女性のみ、予約制）

- ・ 毎月第1・第2・第3・第4金曜日 午後1時から4時40分

(4) 男性相談（電話）

男性の、家庭や職場、生き方への不安など男女共同参画を阻害する様々な悩みに相談員が応じる。

- ・ 年間6回（実施日については要問い合わせ）

平成 2 1 年 度 事 業 概 要

(注) 数値は四捨五入を原則としているので、構成比の合計値と内訳の計が一致しない場合もあります。

1 イベント開催事業

和歌山県男女共生社会推進センター“りいぶる”の活動を広く県民に周知し、和歌山県の推進する「男女共同参画社会づくり」の県民意識の高揚を図るため、広く県民の参加を得たイベントを開催した。

(1) りいぶるフェスタ2009

男女共同参画推進に向けた意識啓発のため、和歌山ビッグホエールにおいて講演会等を開催し、広く一般への意識啓発を図った。

月 日	会 場		テ ー マ	講 師 等	開催時間	参加者数
11/21(土) 22(日)	和歌山ビッグ ホエール	1	男女共同参画いきいき 大賞表彰式	ベストパーソン賞 ベストグループ賞	11/21(土) 12時15分 ～ 14時15分	延614人
		2	ミニバイオリンコンサ ート	和歌山盲学校 菅田 利佳		
		3	講演 「伝えたい あなたと 私が変わるヒント」	中央大学教授 広岡 守穂		
		4	男女共同参画啓発ポスター入賞作品展示			
		5	女性のチャレンジ一坪ショップ (押し花ミニ展示・写真ミニ展示・押し花と写真のカード 作り・クラフトひものかご作り・ネイルケア体験・耳バリ 体験)			

(2) 街頭啓発

男女共同参画週間(6/23～6/29)に街頭啓発を実施した。

月 日	内 容	場 所	開催時間
6/23(火)	男女共同参画週間街頭啓発	JR和歌山駅 和歌山電鐵「たま電車」車中	14時00分 ～

2 講座開催事業

男女共同参画を推進し、男女が対等な立場で社会を形成できるように広く意識啓発するため、様々な視点から男女共同参画社会の実現をめざした各種講座を開催した。

(1) 小学生のためのメディアリテラシー講座

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
7/23(木)	“りいぶる”	メディアから発信される情報を読み解く力を身につける	西宮市男女共同参画センター専門職員 小川 真知子	13時30分 ～ 16時	26人

(2) 教職員のためのデートDVを考える講座

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
7/24(金)	“りいぶる”	デートDVの知識を持ち子どもたちをデートDVから守る	マーマリング 百武 敦子 東浦 江美	14時30分 ～ 16時	52人

(3) 行政職員のための男女共同参画講座

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
8/5(水)	“りいぶる”	男女共同参画の必要性を理解し地方行政に活かす	和歌山大学経済学部 准教授 県男女共同参画審議会 会長 金川 めぐみ	14時 ～	52人
8/6(木)	西牟婁 総合庁舎			15時30分	47人

(4) 夏休み☆親子チャレンジ

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
8/8(土)	“りいぶる”	①親子で男女共同参画の理解を深める ②木工教室で親子のコミュニケーション作り	①NPO法人SEAN 代表 遠矢 家永子 立花 初美 ②アートユニットmonkey	①10時～ 12時 ②13時～ 15時30分	37人

(5) 再就職準備セミナー

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
10/13(火)	“りいぶる”	面接なんか怖くない!	再チャレンジサポートコンサルタント 山田 直子	10時 ～ 12時 (10/27は 12時30分)	延 48人
10/20(火)		ワンランクUPの会話術	キャリアカウンセラー 山本 桂子		
10/27(火)		パネディスカッショングループ懇談会	コーディネーター 山田 直子 パネリスト(企業・就職体験者・ハローワーク)		

(6) 妻と夫の定年塾

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
12/5(土)	“りいぶる”	定年後の夫婦間のコミュニケーションのコツなどについて学ぶ	作家・定年塾主宰 西田 小夜子	14時30分 ～ 16時30分	19人

(7) 災害と女性～報道されなかった阪神・淡路大震災～

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
1/26(火)	広川町民会館	災害時や復興時には男女共同参画の視点を取り入れる重要性を学ぶ	NPO法人 ウィメンズネット・こうべ 代表理事 正井 礼子	13時～ 15時	71人
1/27(水)	新宮市 保健センター			10時～ 12時	56人

(8) 起業応援セミナー

月 日	会 場	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
2/13(土)	“りいぶる”	①ビジネスプランの立て方・まとめ方 ②事例発表	①人事コンサルタント 田林 茂和 ②キャリアカウンセラー 山本 桂子	13時～ 16時15分 (2/27は 15時00分)	延 90人
2/20(土)		①「起業」經理のノウハウ ②事例発表	①税理士 上野 隆也 ③メイク教室代表 中道 幸代		
2/27(土)		実践！ビジネスプラン	人事コンサルタント 田林 茂和		

(9) 男性の子育て応援講座

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	受講者数
3/13(土)	“りいぶる”	父親の子育て参加を促す 絵本の読み聞かせを学ぶ	NPO法人 ファザーリング・ジャパン 代表 安藤 哲也	13時30分 ～ 15時30分	45人

(10) 講師派遣

月 日	行 事 内 容 等	開 催 場 所	受 講 者 数
6月20日	社会保険紀南病院医療安全管理研修	社会保険紀南病院	91人
7月24日	和歌山市性教育研究会夏季研修会	りいぶる研修室	52人
9月10日	住まいの研究会9月度勉強会	和歌山宅建協会	40人
12月18日	和歌山大学職員人権研修	和歌山大学	50人
1月18日	NPOスタッフミーティング	和歌山市NPO・ボランティアサロン	9人
1月13日	進路と就職パネルディスカッション (1・2回生対象講義)	和歌山大学	293人
2月5日	和歌山地方検察庁職員研修	和歌山地方検察庁	25人
3月1日	和歌山圏域障害児者相談・生活サポートセンター「りん」職場内研修	作業所あい	11人
計	講師派遣行事数	8 件	571人

3 各種事業

(1) 私のプランがカタチになる！講座

男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の視点を持って地域で様々な活動に携わる人に、その資質と力量を向上させるための機会を提供し、今後の取組を展開するための知識と実践力を養うことを目的として開講した。

- ・日程 平成21年6月13日(土)～平成21年7月18日(土)の間で4日間
- ・受講生 受講生 17人

開催日	時間	テーマ	講師
6/13(土)	10:00～10:10	開講式	
	10:10～11:00	男女共同参画の視点 ～あらゆる分野への男女の参画～	e かんばにい 代表 小原 智津
	11:00～12:00	講座を始める前のウォーミングアップ	キャリア・カウンセラー 藤井 文明
	13:00～15:00	マネジメント・アラカルト	
6/20(土)	10:00～12:00	企画が得意で楽しくなる！ テーマを決めて企画書を作ろう	和歌山大学教育学部 教授 船越 勝
	13:00～15:00	グループワークⅠ 企画書作成	
7/11(土)	10:00～12:00	グループワークⅡ 企画書作成	
	13:00～15:00	グループワークⅢ 企画書作成	
7/18(土)	10:00～12:00	あなたもできるプレゼンテーション (伝える力を学ぶ)	
	13:00～15:00	プレゼンテーション&講評	
	15:00～15:10	閉校式 修了書交付	

(2) 男女共同参画相談員養成講座 (スキルアップ編)

具体的な事例によるケース検討会や、グループでの話し合いを組み入れながら、カウンセリングの専門的な知識を深める実践編として開講した。

- ・日程 平成21年10月16日(金)～平成21年11月13日(金)の間で6日間
- ・受講生 24人(総授業時間数の3/4以上の受講生19名に修了証を交付)

月日	時間	テーマ	講師
10/16(金)	13:30～15:30	児童虐待	フェミニストカウンセリング界 藤原 暁子 宮野 由起子
10/17(土)		困難なケース	
10/24(土)		セクシュアリティ	
11/6(金)		DV	
11/7(土)		性被害	
11/13(金)		母娘関係	

(3) りいぶるわいわいサロン

結婚や子育て等身近なテーマについて、ゲストスピーカーを交え或いは映画を観て、自由に意見交換や情報交換を行うことができる機会を提供し、ジェンダー（社会的性別）問題への気づきや問題解決力、行動力を高めるとともに、参加者同士の交流促進を図った。

回	月 日	時 間	テ ー マ	内 容	参加者数
1	5/29(金)	13:30 ～16:15	りいぶるシアター①	映画「アイ・ラブ・フレンズ」を観て、感想や障害・家族関係などについて意見交換を行い、交流を深めた。	14人
2	6/29(土)	13:30 ～15:30	仕事選びと働く環境	和歌山大学経済学部キャリアデザインオフィス室長代理の本庄麻美子さんをゲストスピーカーに迎え、若者の就職意識とその現状についてお話をいただいた。後半は、県内男女共同参画推進事業者を交え就活の現状等について意見交換を行った。	15人
3	7/25(土)	13:30 ～15:30	りいぶるシアター② ～夏休み特別編～ 「ビデオ上映と読み聞かせ会」	親子、祖父母と孫の間のコミュニケーションの場を提供し、家族で楽しむことによって、よりよい家庭づくりとなることを目的に、日本昔ばなしのビデオ紙しばいの上映、ボランティアスタッフによる読み聞かせ、創作絵本作家の久保光弘さんによるWeb絵本の読み聞かせなどを行った。	29人
4	8/29(土)	13:30 ～15:30	介護の現場から見えてくるもの	社会福祉法人喜成会総括マネージャー長森秀尊さんをゲストスピーカーに迎え、介護に携わる現場から見た被介護者の思いや、介護家族の状況についてお話をいただいた。後半は、ゲストスピーカーと参加者で男性・女性それぞれが何をすべきかなど意見交換を行った。	10人
5	9/8(火)	13:30 ～16:00	移動りいぶるシアター③（開催場所：御坊保健所）	映画「殞の森」を観て、感想や介護・人間関係などについて意見交換を行い、交流を深めた。	15人
6	10/28(水)	13:30 ～16:00	移動りいぶるシアター④（開催場所：那賀振興局）	映画「父と暮らせば」を観て、感想や戦争・原爆・家族のあり方などについて意見交換を行い、交流を深めた。	15人
7	10/31(土)	13:30 ～15:30	好奇心の人・有吉佐和子 ～彼女が見つめたものあれこれ～	天満天神繁昌亭支配人の恩田雅和さんをゲストスピーカーに迎え、和歌山出身の作家有吉佐和子さんの生き方、世界観等についてお話をいただいた。後半は、ゲストスピーカーと参加者で意見交換を行った。	23人
8	11/29(日)	13:30 ～16:00	りいぶるシアター⑤	映画「浮き雲」を観て、感想や仕事・夫婦関係などについて意見交換を行い、交流を深めた。	16人
9	12/19(土)	13:30 ～16:30	子育て支援を語ろう会	和歌山信愛女子短期大学学長補佐、保育科長の室みどりさんとゼミナール生をゲストスピーカーに迎え、子育て環境について意見発表していただいた。後半はグループにわかれ子育て支援について話し合った。	12人
10	1/31(日)	13:30 ～16:00	りいぶるシアター⑥	映画「殞の森」上映と交流会。9月に開催した「移動りいぶるシアター」で上映したが、リクエスト多数のため再度上映した。	36人

回	月 日	時 間	テ ー マ	内 容	参加者数
11	2/26(金)	13:30 ～15:30	「おひとりさま」の ライフプランニング を考える	キャリアアドバイザーの吉岡恭子さんをゲスト スピーカーに迎え、男性女性それぞれのライフ プランニングについてお話しいただいた。後半 は、ゲストスピーカーと参加者でおひとりさま の人間関係などについて意見交換を行った。	14人
12	2/28(日)	13:30 ～16:00	りいぶるシアター⑦	映画「殞の森」上映と交流会。9月、1月に 上映したが、応募者多数のため更にアンコール 上映した。	36人
13	3/20(土)	13:30 ～16:30	りいぶるシアター⑧	映画「おくりびと」を観て、感想や職業・立 場の違う人同士の理解などについて意見交換 を行い、交流を深めた。	32人

(4) りいぶる語り合い広場

相談から見えてくる様々な課題をテーマに、講師のお話を聞き、参加者と自由な意見交換を行った。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師	参加者数
8/1(土)	13:30～15:30	養育費ってなに	大阪ファミリー相談室 主任研究員 谷野 亮吉	21人
1/12(火)	13:30～15:30	くらしに生きる法律講座	パークアベニュー法律事務所 弁護士 南 亜矢子	20人

(5) 書評講座

りいぶる「図書情報資料室」所蔵の本に親しんでもらうきっかけに、また、書評誌ボランティアスタッフのスキルアップを兼ねて講座を開催した。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師	参加者数
5/30(土)	13:30～15:30	書評を学ぶ	和歌山大学経済学部 教授 遠藤 史	26人

(6) りいぶる講師体験

県民から、自分の持つ知識や技術をひろめる企画を募集し、“りいぶる”がプロデュースする「あなたも講師体験！」を、多数の応募企画の中から2講座を採択し、実施した。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師	参加者数
11/14(土) 11/28(土) 12/13(日)	13:30～15:30	時間を味方につけてさらにあなたが輝く劇的な方法 (全3回)	川端 京子	延 64人
1/16(土) 1/23(土)	13:30～15:30	『食』から見つめる健やかな暮らし (全2回)	吉本 仁子	延 28人

(7) りいぶる企画提案事業

地域で活動しているグループ等から男女共同参画の推進のための事業企画を募集。8事業の応募があり、その中から4事業を採用し、提案したグループに委託し実施した。

月 日	時 間	テ ー マ	講 師 等	参加者数
10/29(木)	13:00～ 14:30	子育てに生かすコミュニケーション講座 「子供のやる気を会話で育てよう！」 ～ほめ方・しかり方にはコツがある！～	ソーシャルスキル・プログラム 代表 吉田 真知子	34人
12/3(木)	11:00～ 14:00	岩出家族全員集合！ ～心と身体の新こきゅう～	地域住民	73人
1/16(土)	13:30～ 15:30	高齢社会をとも（男女）に生きる ～若者から見た介護～	アクト研究室 鳥淵 朋子 シンガ－ツングライター 藪下 将人	154人
1/24(日)	13:30～ 15:30	基調講演とシンポジウム 「わたし流 凜としたくらし方 － 次世代におくる私のメッセージ」	ガールスカウト日本連盟 会長 和田 照子	124人

(8) りいぶるdeさんかくトーク

男女共同参画についてわかりやすい講演とワークショップにより、住みよいふるさとづくりを進めるために、日々の生活や地域の中でできることは何かを考える「りいぶるdeさんかくトーク」を県内7地域で実施した。

- ・実施期間 平成21年11月～平成21年12月
- ・会 場 海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁地方の7会場
- ・テ ー マ 「なるほど川柳で、男女共同参画を考える」
- ・講 師 和歌山大学教育学部教授 船越 勝
- ・参 加 者 210名
- ・企画運営 特定非営利活動法人和歌山eかんばんにい

(9) 男女共同参画いきいき大賞

県内において、積極的に男女共同参画に取り組み、実践している個人、団体を広く募集。個人6件・団体4件の応募があり、選考の結果、次のとおり表彰を行った。

賞	受 賞 者
ベストパーソン賞	井指 加奈子 (和歌山市) 寒川 歳子 (日高川町) 眞砂 美香 (紀の川市)
ベストグループ賞	農事組合法人 古座川ゆず平井の里 (古座川町) 桃りゃんせ夢工房 (紀の川市)

(10) 男女共同参画啓発ポスター募集

「すてきだね ひとりひとりが 大事にされる社会」「自分らしさの 花を咲かそう 男女共同参画」をテーマにポスターを募集。小・中学校及び高等学校の児童・生徒を中心に251点の応募があり、最優秀賞5点、優秀賞11点を啓発ポスター選考委員会において選考し表彰した。

入賞作品をりいぶるフェスタ2009で、応募全作品を和歌山バス(株)の協力を得て路線バス(南海和歌山市駅～JR和歌山駅間)車内へ展示した。

※平成20年度入賞作品の展示

いちご電車(和歌山駅～貴志駅間) 平成21年6月23日～6月29日
和歌山県民文化会館内ロビー 平成21年7月10日～7月30日
県立図書館エントランス 平成21年7月31日～8月14日

(11) チャレンジカフェ

実力をつけたい、起業したい、働きたい、社会貢献したい、再チャレンジしたい…など夢と希望を持った女性が集えるサロンをオープン。交流の機会と場所、情報サービスの提供などを行った。

・実施期間 平成21年4月～平成22年3月の毎週火曜・木曜 10時～17時
参加者 216人

■チャレンジ相談

キャリアコンサルタント・社会保険労務士によるアドバイスを実施。

平成21年4月～平成22年3月の間で毎月1回、25日(休館日の場合は翌日)の10時～12時または14時～16時に実施。

チャレンジ相談者 29人

■チャレンジ交流会

年代や職業を越えた女性同士の出会いの場、交流、学びの場所づくり。

参加者 99人

(12) 市町村フォロー事業

市町村が取り組む基本計画策定のフォローとしての連携事業。基本計画策定見込みの地域(市町村)で、気運醸成を図るために、親しみやすい内容で男女共同参画のセミナーを開催した。(2市町)

月日	地域	時間	テーマ	講師等	参加者数
1/15(金)	上富田町	19:00～ 20:30	講演 「力をぬいて、まる～い参画」	テレビ和歌山報道制作部参事 アナウンサー 笠野 衣美	46人
1/24(日)	紀の川市	13:30～ 15:30	落語&パネディスカッション 「みんなの人生、みんなが主役で いいんだ!」	落語家 桂 枝曾丸 和歌山大学経済学部准教授 金川 めぐみ 桃りゃんせ夢工房会長 稲垣 明美 打田自治区区长 北上 浩之 社会福祉法人 檸檬会理事長 前田 効多郎	101人

(13) 地域サポート講座

市町村が基本計画を策定・実施するにあたり、りいぶると協働し今後の地域の担い手となりうる人材を養成し、地域での取組の促進に寄与することを目的に、地域のニーズに合わせた内容の講座を当該地域で開催した。(2市町)

地 域	月 日	時 間	テ ー マ	講 師 等	参加者数
串本町	11/5(木)	13:30~15:00	男女共同参画の視点をもって考える地域づくりと子育て	アクト研究室代表 鳥渕 朋子	延54人
	12/2(水)	13:30~15:00	私たちの挑戦 ～平井ゆずの里から地域おこし～	古座川平井ゆずの里 営業部長 倉岡 有美	
	1/30(土)	13:30~15:00	心とからだの発達のしくみ	和歌山信愛女子短期大学 学長補佐 室 みどり	
	2/8(月)	13:30~15:00	私たちの願いからはじまる男女共同参画 ～専業主婦でも収入を得たい～	スイートポテト 塩崎 智子	
	2/20(土)	13:30~15:00	これからの男女共同参画とワーク ・ライフ・バランス	和歌山大学経済学部 准教授 金川 めぐみ	
田辺市	2/6(土)	13:00~14:30	男女共同参画と防災・まちづくり	アクト研究室代表 鳥渕 朋子	延110人
	2/13(土)	13:00~16:00	防災と女性 ～阪神・淡路大震災の事例から～	神戸大学経済経営研究所 准教授 相川 康子	
	2/21(日)	13:00~16:00	紀州梅の郷救助隊の活動について 梅ママ隊の活動について 意見交換会	紀州梅の郷救助隊隊長 尾崎 剛通 梅ママ隊 わかやまNPOセンター理事 志場 久起	

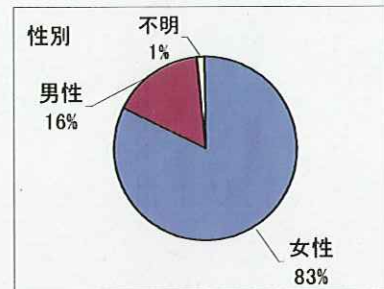
4 情報収集提供事業

(1) 図書・情報資料室の運営

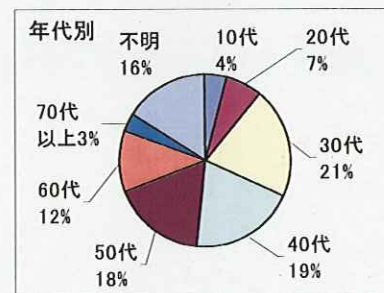
ア 蔵書数 (平成22年3月31日現在)
 蔵書数 7,255冊
 ビデオ・DVD 229本

イ 図書貸出利用カード登録数

(7)性別		人数	割合
女性		640人	82.3%
男性		127人	16.3%
不明		11人	1.4%
計		778人	



(4)年代別		人数	割合
10代		33人	4.2%
20代		54人	6.9%
30代		162人	20.8%
40代		151人	19.4%
50代		136人	17.5%
60代		91人	11.7%
70代以上		25人	3.2%
不明		126人	16.2%
計		778人	

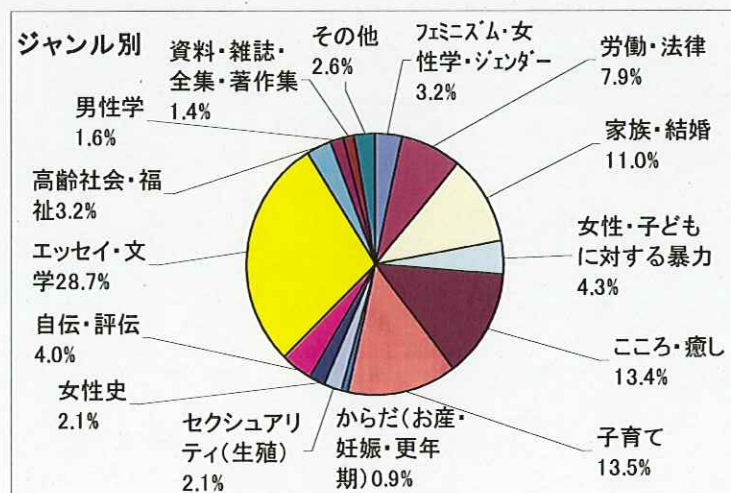


ウ 図書・ビデオ等貸出状況

	開館日数	貸出者数	一日当たり 平均貸出者数	貸出冊数	一人当たり 平均貸出冊数
4月	25日	57人	2.3人/日	122冊	2.1冊/人
5月	23日	59人	2.6人/日	125冊	2.1冊/人
6月	26日	82人	3.2人/日	176冊	2.1冊/人
7月	26日	71人	2.7人/日	147冊	2.1冊/人
8月	26日	70人	2.7人/日	142冊	2.0冊/人
9月	17日	56人	3.3人/日	125冊	2.2冊/人
10月	27日	88人	3.3人/日	179冊	2.0冊/人
11月	24日	48人	2.0人/日	103冊	2.1冊/人
12月	23日	54人	2.3人/日	114冊	2.1冊/人
1月	24日	58人	2.4人/日	113冊	1.9冊/人
2月	23日	55人	2.4人/日	122冊	2.2冊/人
3月	26日	45人	1.7人/日	102冊	2.3冊/人
計	290日	743人	2.6人/日	1,570冊	2.1冊/人

エ ジャンル別図書貸出状況

分 類		貸出数	構成比%
A	フェミニズム・女性学・ジェンダー (社会的性別)	43	3.2
B	労働・法律	105	7.9
C	家族・結婚	147	11.0
D	女性・子どもに対する暴力	57	4.3
E	こころ・癒し	179	13.4
F	子育て	181	13.5
G	からだ (お産・妊娠・更年期)	12	0.9
H	セクシュアリティ (生殖)	28	2.1
I	女性史	28	2.1
J	自伝・評伝	54	4.0
K	エッセイ・文学	384	28.7
L	高齢社会・福祉	43	3.2
M	男性学	22	1.6
N	資料・雑誌・全集・著作集	19	1.4
O	その他	35	2.6
P	ビデオ・DVD	233	
合 計		1,570	



(2) 情報紙の作成

- ・センターニュース「りいぶる」の作成
年4回 A4版8ページ 2,700部/回



(3) ホームページの運営 (平成13年8月24日開設)

男女共同参画を推進するため、インターネットを利用した各種情報提供を行っている。

- ・センターの施設案内
- ・図書、ビデオ情報
- ・相談窓口案内
- ・主催講座案内、講座レポート 等



(4) メールマガジンの配信 (平成21年4月配信開始)

パソコン版 「りいぶるほっと情報」
携帯電話版 「りいぶるほっと情報 モバイル！」

- ・主催講座、イベント情報、図書及びビデオ・DVD情報
- ・県内の男女共同参画に関する情報等

5 相談事業

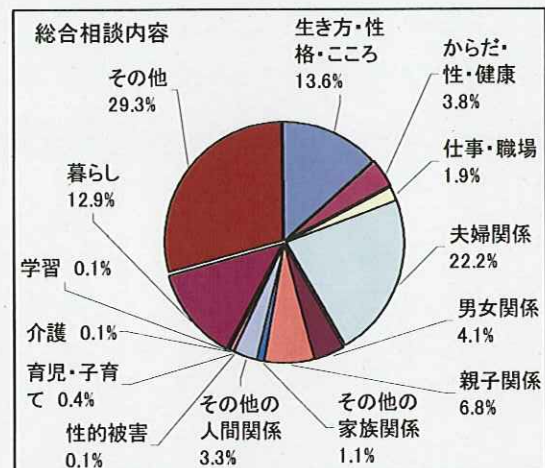
(1) 総合相談

- ・男女共同参画相談員による面接相談または電話相談
(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	5	3	8	4	7	7	5	7	7	5	5	6	69
電話	188	149	213	194	195	215	194	130	128	119	122	143	1,990
計	193	152	221	198	202	222	199	137	135	124	127	149	2,059

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
生き方・性格・こころ	281	13.6
からだ・性・健康	79	3.8
仕事・職場	40	1.9
夫婦関係	457	22.2
男女関係	85	4.1
親子関係	141	6.8
その他の家族関係	23	1.1
その他の人間関係	67	3.3
性的被害	3	0.1
育児・子育て	9	0.4
介護	3	0.1
学習	2	0.1
暮らし	265	12.9
その他	604	29.3
計	2,059	



*左表のうち (再掲)

DV	209
ストーカー	15
セクハラ	13
虐待	30
パワハラ・いじめ	9

(2) 法律相談

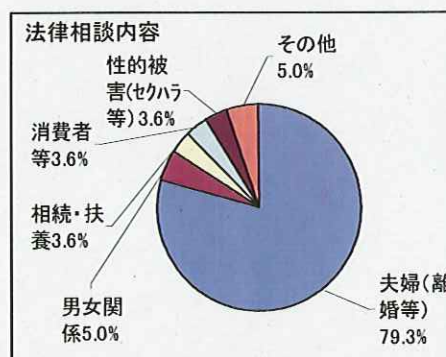
- ・女性弁護士による法律問題に関する面接相談
月3回 午後1時から午後4時10分(予約制)
(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
13	9	14	13	12	13	13	9	14	10	12	8	140

※ 移動法律相談(9月:日高振興局・2月:伊都振興局)を含む。

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦(離婚等)	111	79.3
男女関係	7	5.0
相続・扶養	5	3.6
消費者等	5	3.6
性的被害(セクハラ等)	5	3.6
その他	7	5.0
計	140	



*左表のうち

DV	36
(再掲) ストーカー	1
セクハラ	5
虐待	1
パワハラ・いじめ	0

(3) カウンセリング

・女性カウンセラーによる面接相談または電話相談

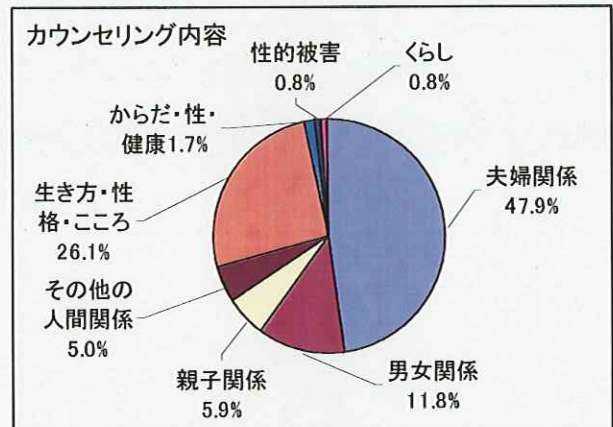
毎月 第1～第3金曜日 午後1時から午後4時40分(予約制)

(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	7	3	8	5	6	6	6	5	5	7	5	5	68
電話	3	4	3	6	4	4	3	4	6	4	7	3	51
計	10	7	11	11	10	10	9	9	11	11	12	8	119

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	57	47.9
男女関係	14	11.8
親子関係	7	5.9
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	6	5.0
生き方・性格・こころ	31	26.1
からだ・性・健康	2	1.7
仕事・職場	0	0
性的被害	1	0.8
暮らし	1	0.8
その他	0	0
計	119	



*左表のうち DV 23
 (再掲) セクハラ 0
 ストーカー関係 2
 虐待 2
 パワハラ・いじめ 0

6 出版物

(1) りいぶる de さんかくトーク報告書

男女を問わず、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、安心していきいきと暮らせる社会をめざし、みんなで男女共同参画によるまちづくりについて考えるため、川柳を題材としたわかりやすい講演とワークショップを、各地域で開催した内容等を報告書にまとめた。

- 規格 A4判 36ページ
- 部数 400部
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか
- 内容
 - ・ 事業概要
 - ・ 各会場からの報告
 - ・ アンケートの集計結果



(2) 書評誌「りいぶるBook～これ、読んだ?～」

- 規格 A4版 8ページ
- 部数 2,500部/回
- 発行回数 年2回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか



7 利用状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
会議室 A	159	280	440	402	273	232	512	603	417	520	804	391	5,033
主催事業		41	54	140	131		195	98	36	84	135	53	967
他機関実施	67	109	202	145	20	52	41	140	106	179	177	180	1,418
その他	92	130	184	117	122	180	276	365	275	257	492	158	2,648
会議室 B	79	155	139	130	117	45	385	105	102	237	241	274	2,009
主催事業			37								5		42
他機関実施	33	38	30	47	39	25	325	76	55	192	181	222	1,263
その他	46	117	72	83	78	20	60	29	47	45	55	52	704
会議室 C							142	362	292	391	362	439	1,988
主催事業							5		9			69	83
他機関実施							93	229	181	283	213	212	1,211
その他							44	133	102	108	149	158	694
図書資料室	135	137	189	180	163	156	198	132	137	142	134	114	1,807
サロン来訪	136	157	139	108	103	97	173	111	147	128	188	154	1,641
その他部屋	176	232	250	328	213	230	140	203	172	142	231	179	2,496
ビッグ愛													
各種相談	216	168	246	222	224	245	221	155	160	145	151	165	2,318
情報相談					2								2
視察等				6				7		2			15
地域における利用			91	52	47	55	49	720	248	866	162	11	2,301
計	901	1,129	1,494	1,428	1,142	1,060	1,820	2,398	1,675	2,563	2,273	1,727	19,610

参 考 资 料

和歌山県男女共同参画推進条例(平成14年3月26日和歌山県条例第14号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第18条—第22条)

第4章 和歌山県男女共同参画審議会(第23条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根強く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重さ

れること。

- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男

女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者（以下「県民等」という。）からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者（以下「被害者」という。）に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設（以下「センター等」という。）の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第2項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下「暴力的行為等」という。）が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者（以下「加害者等」という。）からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。

2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）

を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県男女共同参画基本計画(平成19年3月31日制定)のあらまし

■計画の位置づけ

- ①和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ②男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条で定める法定計画
- ③和歌山県男女共同参画基本計画(平成15年3月策定)の改定計画

■計画期間

計画期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間です。

また、この期間中においても、必要な見直しを行うことを妨げるものではありません。

■改定計画のポイント

この計画では、和歌山県男女共同参画推進条例に掲げる理念を基本として、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できるふるさとの実現をめざし、男女共同参画を具体的に押し進めるため、前計画と同じ長期的な目標と8つの施策の方向を定めています。(次頁参照)

さらに、前計画の内容を基本的に維持しながら、社会経済情勢の変化や策定後4年間の成果や課題を踏まえ、より実効性のある施策を実施します。また、地域の活性化のためには女性の能力を活かすことが重要となるため、国が実施する女性の再チャレンジを考慮して女性が一層活躍しやすい社会環境を整備し、社会参画を促進します。加えて、大量に定年期を迎える団塊の世代を含めた男性が家庭生活や地域社会へ参画することを促進します。

なお、計画改定に当たって、新たに追加した項目は次のとおりです。

- ◇ 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- ◇ 男女共同参画についての男性に対する広報・啓発活動の推進
- ◇ パートタイム労働者、派遣労働者等に対する適正な処遇・労働条件確保の徹底
- ◇ 起業支援策の充実
- ◇ あらゆる男女間の暴力的行為の予防
- ◇ 性犯罪加害者に関する対策の推進
- ◇ 人身取引への対策の推進
- ◇ 性差医療の推進
- ◇ 適切な性教育の推進
- ◇ 喫煙・飲酒対策の推進
- ◇ 女性のチャレンジ支援

■県の基本的な役割

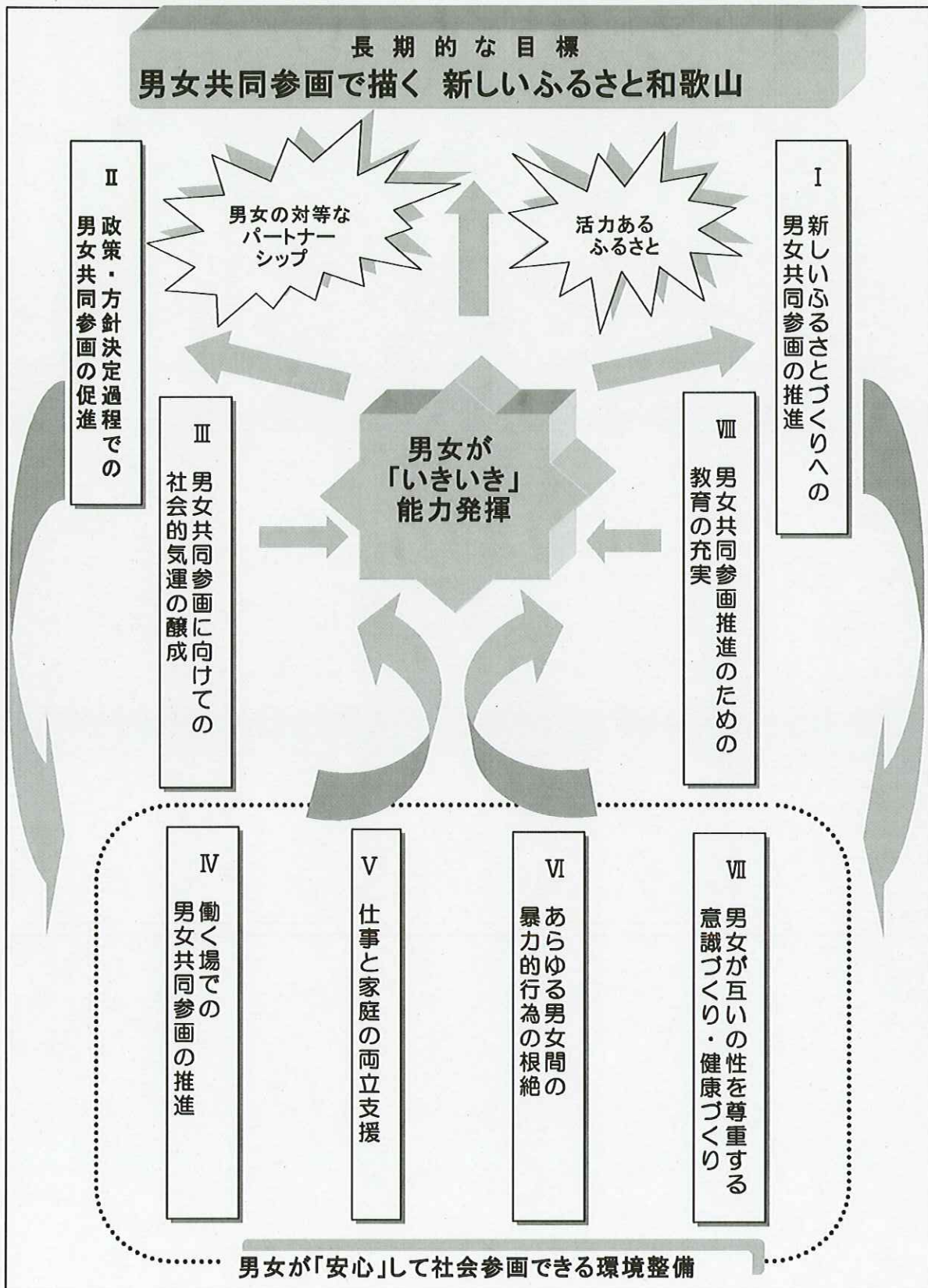
- ①性別にかかわらず男女が「安心」してあらゆる分野で「生き生き」と活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層進めること
- ②県民や事業者の皆さんの男女共同参画に向けた取組を促進したり、支援すること

■県民、事業者の皆さんの役割

県民の皆さんには、男女を問わず、家庭で、地域で、職場で、学校でそれぞれの個性と能力を「生き生き」と充分発揮していただきたいと考えています。

事業者の皆さんにも、男女が共に仕事と家庭を両立し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。

長期的な目標と8つの施策の方向



和歌山県男女共同参画センター概要（平成22年度）

和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F

TEL 073-435-5245

FAX 073-435-5247

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html>